

第12回データ利活用制度・システム検討会

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年6月18日（水）9:00～10:00

2. 場所：デジタル庁20階庁会議室

3. 出席：

阿部	淳	株式会社日立製作所代表執行役執行役副社長
安中	良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策GL
生貝	直人	一橋大学大学院法学研究科教授
依田	高典	京都大学大学院経済学研究科教授
稲谷	龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
岩村	有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
岡田	淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
落合	孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
越塚	登	東京大学大学院情報学環教授
穴戸	常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
巽	智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
丹野	美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生活 専門相談員
森田	朗	一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事
平	将明	デジタル行財政改革担当大臣

<事務局>

阪田	渉	デジタル行財政改革会議事務局長
小川	康則	デジタル行財政改革会議事務局長代理
村上	敬亮	デジタル行財政改革会議事務局長補佐／デジタル庁統括官
山澄	克	デジタル行財政改革会議事務局審議官
吉田	宏平	デジタル行財政改革会議事務局審議官
神谷	隆	デジタル行財政改革会議事務局審議官
木尾	修文	デジタル行財政改革会議事務局参事官
坪井	宏徳	デジタル行財政改革会議事務局参事官
折田	裕幸	デジタル行財政改革会議事務局参事官
小林	剛也	デジタル行財政改革会議事務局参事官
楠目	聖	デジタル行財政改革会議事務局企画官

<オブザーバー>

瀬戸口 丈博	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長補佐
吉屋 拓之	個人情報保護委員会事務局参事官
浅沼 尚	デジタル庁デジタル監
林 美桜	デジタル庁政策・法務ユニット法務スペシャリスト
黒藪 誠	デジタル庁統括官付参事官
八代 将成	総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長
守谷 学	経済産業省商務情報政策局情報経済課長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事

(1) 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」報告

3. 閉会

(資料)

資料1 データ利活用制度の在り方に関する基本方針(概要)

資料2 データ利活用制度の在り方に関する基本方針(本文)

(概要)

○森田座長 皆さん、おはようございます。早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、第12回「データ利活用制度・システム検討会」を開催いたします。

早速ではございますが、平デジタル行財政改革担当大臣から開会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。

○平大臣 皆さん、おはようございます。また、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

本検討会については、昨年末の立ち上げ以降、2週間に1回の高い頻度で濃密な議論をいただいたと事務方から報告を受けています。改めて皆様の多大なる御貢献に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

2022年11月にChatGPTが出てきて、生成AI、マルチモーダルなど非常に進化が速い中で、先般、AIの法律が成立しました。今、日本でAIの環境がどう見られているかということ、釈迦に説法ですが、G7の中でも学習のしやすい、また、実装のしやすい国だと認識されているのだと思います。世界のダボス会議などの会議に登壇して話をしてきましたが、そういうことと併せて、実はG7の中でも、今は少数与党ではありますがやはり政治的にも安定していて予見可能性が高い。さらには地政学的にも経済安全保障的にも日本が選ばれる国にな

っているというのが現状だと思います。

そういったAIをさらに実装加速をしていくための幾つかの課題があるのですが、一番言われるのは電力であります、ここはいわゆるワット・ビット連携ということで政権としては取り組んでいるところでありますし、もう一つがサイバーセキュリティーであります。これは私がサイバー安全保障担当大臣として先般、サイバー対処能力強化法というものを成立させました。これから飛躍的に日本のサイバー防御の力を国家としても産業界としても高めていくことができる、高まっていくと見通されています。

残った一番大きな塊がまさにデータの利活用でありまして、皆様の御知見をお借りしてデータ利活用制度の在り方に関する基本方針を取りまとめていただき、6月13日に閣議決定をさせていただきました。本当にありがとうございます。この基本方針に基づき取組を進めるとともに、データ利活用の在り方についてさらに検討を深め、必要な法律については次期通常国会への提出を目指していきたいと考えております。

本日はまた皆様から今後の取組に対する期待についてお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から本日の会議運営についての御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 事務局でございます。

資料はタブレットに格納してございますが、本日は今月13日にデジタル行財政改革会議決定、閣議決定されましたデータ利活用制度の在り方に関する基本方針について、事務局より最終的な結果を御報告申し上げます。

本日、阿部構成員、依田構成員、稲谷構成員、越塚構成員、宍戸構成員、巽構成員はオンラインで御参加いただいております。上野山構成員は御欠席でございます。

事務局からは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。これにつきましてもまず事務局から御報告をお願いいたします。

○山澄審議官 資料1を御覧いただければと思います。前回5月の会議で御議論をいただきましたが、そういうこともありますので、本日はこの絵を使いまして概要の御説明ということにさせていただければと思います。

基本方針ですが、大きく言いますと将来像、検討の視点、それから分野横断の取組、それから分野ごとの先行分野の取組という構成となっております。

将来像といたしましては、データとAIが好循環を形成するデータ駆動社会を構築するための制度・システム・運用全体を再設定し、それをもって人口減を克服し、Well-Beingを実現する旨示しております。

検討の視点といたしましては、データ利活用による新たな価値の創造、リスクにも適切

に向き合いつつ、AI-Poweredな社会実現、それから透明性・信頼性の確保ということでプライバシー、知財、安保等を確保していくということを記しております。

分野横断の取組ですが、まずAI活用にも資する円滑なデータ連携を実現するデータ利活用制度の構築、AI開発を含めた統計作成等の場合における同意にとらわれない本人関与の在り方などを含む個人情報法の改正、官民協働によるユースケース創出の取組を一体的に推進し、データとAIの好循環を形成するということを踏まえまして、すぐ下にあります四角囲いにありますようなデータの標準化、データ連携の推進、それからデータ蓄積・アクセスの円滑化、データガバナンスというものが、これは今後、さらに精査が必要だと思っておりますが、こういうことを念頭に置いた上で、今後、法律の形といたしましては官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法などを念頭に置きつつ、そのような必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指すということを記しております。

最後の段落ですが、先行分野の取組ということで、読みあげは省略させていただきますが、行政保有データの利活用、医療データ、金融データ、教育データ、モビリティデータということで分野ごとにそれぞれ先行的に取組を進めていくということを併せて記してございます。

それから、あちこち恐縮でございますが、資料2の本文の最後の21ページだけ少し御覧いただければと思います。最後の「8. 当面の対応」ということで締めくくるところでございますが、「本基本方針の取組を具体化するため、官民データ活用基本法の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案提出することを目指す。その際、個人情報保護法はデータ利活用の推進を下支えする礎となる規律であり、データ利活用全体や個別分野における制度整備と同時並行でアップデートを行う必要があることに留意する。」それから、「本方針の内容が着実に実現されるよう、デジタル行財政改革会議等においてフォローアップを実施する」とございます。

以上が報告内容でございますが、最後のところで申し上げましたように、今後、政府におきましてこの基本方針に基づき具体的な施策を検討し、併せて必要なところについてフォローアップしていくこととなりますので、本日、構成員の皆様におかれましては、今後のそのような検討に当たっての視座について御意見を賜ればと考えてございます。

なお、本検討会の今後の具体的な在り方につきましては現時点で検討中でございますので、決まり次第、改めて御報告いたします。

以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたように、今後、デジタル行財政改革会議として基本方針に基づく具体的な施策の検討・実行やフォローアップをしていくということでございますが、今後の検討に当たっての視座や期待につきまして、ぜひ構成員の皆様からこの機会に御意見を承れればと思っております。

それでは、いつものように御発言のある方はネームプレートを立てていただくか、ある

いはオンラインの参加の方は挙手ボタンを押していただければと思いますので、どうぞどなたからでも結構ですから御発言をお願いいたします。

それでは、宍戸構成員、それから阿部構成員の順でお願いいたします。

○宍戸構成員 オンラインで失礼します。東京大学の宍戸でございます。

私からは4点ほど簡単に申し上げたいと思います。

第1に、今般、このようにデータ利活用に関する基本方針がしっかり取りまとまったということは官民にとって非常に重要なことだと思います。どうしてもこれまで個別分野のデータの取扱いに即していろいろ議論がなされてきて、それはそれで大切なことであつたわけですが、データ一般について、生成、流通、その流通の基礎となる基盤、活用、それから蓄積を、AI時代を見据えて横断的に全体として考えて、そのために必要なシステムであつたり、データガバナンスであつたりをきっちり議論したというのは非常に大切なことであつたろうと思います。

先般、私もデジタル行財政改革会議に出ておりましたけれども、この基本方針と一緒に取りまとまりました重点計画と合わせて一体を成すものとしてしっかり進めていくということが大事ではないかと思っております。これが1点目でございます。

2点目は、この基本方針の下で先行分野の取組が幾つかここに挙げられており、それぞれに必要性が高く緊急性が高いものでございますけれども、国民全般にとってデータ利活用の便益を非常に感じられると同時に、個人起点から見ても関心が高い、それから社会全体から見ても非常に関心が高い、日本社会の今後の在り方という意味で大きいのは、やはり医療データが非常に顕著であるだろうと思います。ここについては基本方針にもかなり深く書き込んでいただき、規制改革会議でも深い議論がなされておりますけれども、ここは後退することなくしっかり進めていくことが大切ではないかと思っております。私も森田座長の下でいろいろなところで医療データの検討に関わってきましたけれども、どうも議論しても議論してもというところがありましたので、この基本方針を背景に利害関係者の方々の意見をしっかり集約し、また、このデータ連携のために必要なリソースもしっかり確保するということを前提にして進めていくことが大事ではないかと思っております。

残り2点でございますけれども、これは若干個人情報保護委員会関係者としての発言ということになります。去る5月末に個人情報保護委員会は新たな委員長として手塚先生を迎えました。5月28日の個人情報保護委員会の会合で新任の委員長として手塚先生より、個人情報資源の乏しい我が国にとっては産業力の源泉である、この個人情報を適正に活用することがビジネスの面からも必須である。一方で適正な個人情報の保護が不可欠であるという基本的な認識が示されまして、これは本当に非常に重要なことだと思っております。こういった個人情報、パーソナルデータに限らずデータ一般の流通をしっかり促進していく上で、トラスト基盤の整備が重要だということも手塚先生はかねて強調されてきたところでもありますので、そういったこともこの基本方針に取り込んでいただいておりますけれども、しっかり足並みをそろえていければと私個人としては思っております。

最後の点でございますけれども、個人情報保護委員会ではこれまで個人情報等の適正な取扱いに関する基本原則を用意しておったところでございますけれども、この場での御議論も踏まえまして、事務局からも御説明をいたしましたけれども、このたび、政策立案のためのガイダンスをまとめたところでございます。データ利活用を進めていくために必要な法制を整備することをお役所において行われる、また、民間のステークホルダーが政策提言を行われるという上で、このガイダンスは一つの絶対的な文書というよりはリファレンスとして参考になるものだろうと思っておりますけれども、取りまとめられたのもこの場での議論があつてのことだと私自身は思っております。この点、御礼申し上げますとともに、ぜひ御覧いただいて、またいろいろ御意見をいただき、委員会としてバージョンアップするなどの作業をしながら全体としてデータの保護、個人情報保護委員会にとってはパーソナルデータでございますけれども、それとデータの利活用が、繰り返しになりますアクセルとブレーキというよりは、この絵にあるようなギアがかみ合うような形でうまく進んでいくように、いろいろ協力していければと思っております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、阿部構成員、お願いいたします。

○阿部構成員 阿部です。

皆様、今回の基本方針の議論、取りまとめ、大変御苦労さまです。先ほど穴戸構成員からもありましたが、今回の基本方針は人口減を克服して国民のWell-Being実現に向けて、重要な位置づけにあると捉えております。特に分野横断の取組として、AI活用を前提にデータの標準化やデータ連携の推進等を検討事項として、今後、官民で連携し、制度を構成していくものと理解しています。

産業界の視点で申し上げますと、データを安心して預けられるガバナンスの確保、またユースケースの創出が非常に重要だと考えております。特に産業分野では協調領域でデータ連携・利活用に向けたユースケースの創出が先般からの議論でも出ておりますが、非常に重要になりますので、今後、官民連携して推進してまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、越塚構成員、手が挙がっていますのでどうぞ。

○越塚構成員 東大の越塚でございます。オンラインで失礼いたします。

今回の取りまとめは本当に素晴らしいものをありがとうございます。今年はデータの利活用ということに関してはデジタル行財政のこの取組もございますが、それだけでなくデジタル庁の重点計画でも大分大きく取り上げていただいております、また、経団連からも産業データスペースの提言が出ております。また、自民党からもデジタル日本の中で言われているということで、また、それぞれの省庁の皆様の中でも各分野で個別にいろいろあるということで、これだけの取組が日本の中で今年行われているというのは大変心強く思っ

おります一方、これだけのことがありますので、いろいろな力学もおありでしょうから、きちんとこの辺りが横連携できると非常に大きな力になるのかなと思います。

あと、横だけではなくて、このデータを実現しようと思えば、先ほど穴戸先生からもお話がありましたトラストのようなベースの話でありますとか、また、データの上には規制といったガバナンスの問題やサービスなどがいろいろありますので、縦方向の連携も重要だと思います。

データについてはいろいろな面がございまして、ここの場は比較的行財政ということで公益性の強いところの話が多かったと思いますし、また、国家の基盤になるようなお話だったと思いますけれども、これは産業面から見れば非常にビジネスや事業面といった側面もございまして。一方で、国際連携やIAPでOECDのほうでも進んでおりますけれども、国際連携の面もあります。先ほどのパーソナルデータや個人情報問題も多面的にございまして、このデータの利活用というのはピンポイントや点で進めるものではなく、総合的に面としてしっかり取り組むことが重要だと思いますので、この後の官民連携にしても最も重要になってくるのは国としてのデータの司令塔の機能かなと思いますので、こちらのほうになっていくように進むことを期待させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、会場から岡田構成員。

○岡田構成員 岡田でございます。

このたびは大変充実した基本方針の取りまとめ、誠にありがとうございました。ほかの構成員の先生方からもコメントがありましたけれども、データ政策をめぐっては検討すべき要素も含めて大変複雑さを増しているのが現状だと思います。個人情報保護法制はもとより、競争政策、そして個別の業法、また、政府と民間の連携、データ主権の問題、安全保障など、本当に様々な問題を複合的に考慮して一貫した政策を打ち出していく必要があります、そこには法律の問題も含まれますけれども、法律以外の問題も含めて考えていかないといけないと思っております。

そのような中で、今回の基本方針のような非常に包括的・横断的・網羅的で、かつ、個別分野含めてかなり具体的な工程にも深く切り込んでいる基本方針ができたということは大変重要なことだと考えております。

世界を見渡してみても、今は本当に過渡期というか、各国が適切なデータ法制をそれぞれ模索しているような状況だと思います。ヨーロッパでもAI・データ法制をめぐってAI法やGDPRがありますけれども、過剰規制について揺り戻しの動きなども指摘されているところでもあります。また、アメリカでも連邦と各州の間での緊張関係なども含めて、混乱も見られるところでもあります。アジア諸国のデータ法制も、包括法だけではなくてその下位法制やガイダンスを含めて各国で目まぐるしい動きがある状況であります。

世界的にも各国が適切なデータ法制を模索する中で、我が国がこのようなポリシーの基

礎となる土台を打ち出したということは非常に重要だと思っていると同時に、これまで我が国では過去の法令や解釈に縛られ、その延長として政策をつぎ足してきたという側面が強くて、それは良いところもあるのですけれども、やはり限界もあると日々感じてきたところであります。過去の議論の蓄積も尊重しつつ、それに過度に縛られず、大胆にデータ政策を組み直していくといった転換点の土台とも言えるような位置づけで、この基本方針を捉えていただけるといいのかなと思っております。

今後、基本方針に沿った政策の実現、実行、モニタリングが重要だと思っておりますので、引き続きそのような観点からもよろしくお願いします。

以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、依田構成員、どうぞ。

○依田構成員　こんにちは。京都大学の依田高典でございます。私からも手短に1点のみ御発言させていただきます。

今回は既存のAI技術を前提とした上で、主にクラウド上に存在するデータを個人起点のみならず社会起点からも共有・利活用することについて、今般の会議を通じて広く理解が進み、同意が見られたことを大変光栄に思っております。全般的に私も基本方針に対して強く賛同するところでございます。

もう一点、非常に近い未来、恐らく3年以内に起こると考えられるのは、スマホ本体に私たちの大切な医療や金融のような個人データがどんどんと蓄積されていって、そのデータがまずスマホの端末の中でエッジコンピューティングされて情報処理されていく方向に技術が進化していくことでございます。このとき、そうしたデータ及びスマホのエッジコンピューティングで統計的に処理された演算結果が果たして誰のものなのか、所有に属するのかという問題が改めてもう一度問われるようになると考えております。こうした状況においては少なくともデータの保有者である消費者・市民が個人起点でもう一度データの利活用や移転に対して自分自身の同意に基づいて決定権を持つという原則が重要になってくるのではないかと拝察しております。こちらは現在ガイドライン化が進むスマホ新法との連携も必要不可欠になっていくかと感じております。

最後になりますが、技術革新のスピードがあまりにも速く、こうして見直しをされている制度が施行される頃にはまた新たな問題が発生するといういたちごっこが今後も常態化すると考えております。引き続きの御検討を賜れますと幸いです。

本当にありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか。

丹野構成員。

○丹野構成員　ありがとうございます。

まずは基本方針につきまして、事務方の御尽力、お疲れさまでございました。それから、

大変素晴らしいものができたと思っておりますので、皆さんの議論の成果がこういう形になったということで感謝を申し上げたいと思います。

本基本方針は、これまでの議論等でそれぞれの項目について書きぶりを拝見すると、かなり平易な言葉で、かつ、明瞭に方向性を示していると感じておりまして、利活用の分野について必ずしも知見のない消費者の方々にも理解かつ共感していただけるものになっていると思われまふ。この点においてまずは消費者に理解できる、共感できるという点で大きな意義があると思っております。

長々しくお話する気はないですけれども、さらに、今までずっとデータ利活用の基礎は関係者の方々の信頼確保がその基盤であると発言してまいりましたが、その点についてもこの基本方針の中できちんと具体的に記述があつて、例えば4ページに、ちょっと読んでみまふけれども、「特に、データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係にあり、一般法として個人の権利利益の最低限の保護を分野横断的に担う個人情報保護法を土台とした上でデータ利活用が行われる」云々とありますように、データ利活用や個人情報を適正に取り扱うことが当然であることをここであえて明記したことにも大きな意義があると思っております。

同じようなところですが、個人情報保護法の確実な遵守を担保するために、適切な事後的規律云々という表現が10ページに出てきますが、ここにおいても適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指すを書いてあります。ここもこういう形にきちんと明瞭にお書きいただいたことに感謝をしております。

ほかにも箇所を挙げると切りがございませぬが、今後はこの政府決定である基本方針を早急に現実のものとするべく、強い意志と冷静な判断力を持って取りかかられることを求められと思っております。後退することなく、と先ほどおっしゃいましたが、私もそのとおりでと思っております。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

それでは、安中構成員。

○安中構成員　製薬協の安中でございます。このたびは大変素晴らしい基本政策を取りまとめていただきまして誠にありがとうございました。

13日の閣議決定後に、その日のうちに製薬協の会長声明をホームページに掲載させていただきました。その中で医療DXの推進について感謝の意を表させていただいたところでございます。会長に代わりまして改めて御礼申し上げます。

今後につきましては、先生方から既にコメントもございましたけれども、基本方針に沿って後退することなく着実に推進いただきたいと思います。

また、医療法改正が今、通常国会にかかっておりまして、今通常国会では成立が難しいという話も聞いておりますけれども、その中でも医療DXの文脈が入っておりますので、秋の臨時国会では着実に成立いただければと私どもも期待しております。

今後の議論の鍵でございますけれども、当然ですが、データ利活用を進めるためには利用者のニーズをベースに制度、それからデータ基盤を構築することでございます。第5回の検討会で私どももどういうデータが必要なのかということについて申し上げさせていだきました。様々な医療データに加えて、将来や創薬ということを見据えますと、やはりゲノム・オミックス、画像データについてはEHDSと同様に目を背けることなく御議論いただければと考えております。今後設置されるであろう新しい検討会でも私どもの意見を発信させていただきたいと思っておりますので、ぜひお招きいただけるとありがたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○森田座長 それでは、岩村構成員、それから落合構成員、お願いします。

○岩村構成員 今回の基本方針でありますけれども、トラスト基盤や、産業・教育・医療なども含めたユースケースの創出など、これまで申し上げた様々な事項をお受け止めくださいまして、感謝申し上げます。

データの連携や利活用は、国民生活の利便性の向上はもとより、ここにもあります新たな価値の創出、それから地方創生2.0といったものにも欠かせないと認識しております。この方針に基づく政策の具体化と実行をぜひお願いします。

特に産業分野でございますけれども、今週20日に、経団連はデジタル庁と共に「デジタルエコシステム官民協議会」を立ち上げる予定です。この官民協議会を軸に、産業界としても積極的にデータ連携・利活用に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、先ほども言及がございました個人情報法の見直しに関しましては、課徴金、命令、罰則等、様々な事柄について早期に結論を得るということですが、私どもは課徴金やクラスアクションは極めて慎重に議論すべきと申し上げてきたところです。今後とも議論を深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、落合構成員、どうぞ。

○落合構成員 まずは今回、基本方針が取りまとまったということで非常にすばらしい内容になっていると思いますし、私も欧州などのこういったデータスペースの関係者とお話しさせていただく機会がよくございますが、やはり日本の行っていることは非常に面白いという反応をいただいておりますので、そういう意味ではここでまとめた方針をしっかりと着実に実装していくということがまず何より大事ではないかと思っております。

まず個別分野に関する期待からというところですが、医療については今回の検討会の中でも一つの最重要のテーマだったかなと思っております。改めて先ほど安中構成員から医療法のお話もありまして、どちらかというと2次利用のほうが法整備自体は進んでおりま

すが、1次利用として、地域医療の中で患者さんであったり地域社会にメリットがある形が最大限重要だと思います。こういった1次利用や、システム、また、医療法で公的DBは整備していきますが、民間のDBなどのデータへのアクセスも含めた整備が、今後、特別法の可能性も含めて重要ではないかと思っております。

金融についても、今回、銀行からそのほかのクレジットカード、証券等まで含めてということになっていましたが、各分野の取組に連続性が出ること、特に技術的な条件などをあまり変えるというよりかは、どういう形でインセンティブ調整をしていくかに趣を置いて議論が進んでいくということが期待されます。

また、モビリティーにつきましては、今回、交通に関する空白の解消ということで取りまとめていただいております。地域の足不足への解消に利用されていくということは、社会課題の解決として大変重要だと思いますが、また、自動走行といったイノベーションに向けた基盤になってくことも期待されることです。

また、行政データの利用、官民連携といったテーマにつきましては、昨今問題になっております農林水産分野での流通の話といった、社会課題の解決につなげられるような基礎的な情報の収集や分析につなげていけるような取組につながっていくことが期待されることです。

一般的に共通する点といたしましては、改めて今後、データセキュリティやトラスト基盤についての検討が具体化されていくことが極めて重要ではないかと思っております。責任分担や連携条件といった細部を一定程度標準化したりといった形の中で、シームレスにデータ利用ができるようにしていくことが重要ではないかと思っております。技術的な側面を含めて検討が深められていくということが重要ではないかと思っております。

特に今回のデータ整備に関しては、AIでの処理ということを念頭に置いているところがございます。そうすると、機械可読ではないようなデータであってはあまりAIにとってもうれしくはありませんし、また、データを集めるのに当たって一人一人が手作業で集めていくという形ですと、人口減少社会の中ではデータを集めるということに対してももたないということが出てくるかと思えます。そういった意味では、ある種機械的に処理をできるような基礎となるためのフレームワークとして、データセキュリティやトラストの技術的な事項も含めて整備をされていくことが重要かと思えます。平大臣も先ほどおっしゃられておりました、経済安全保障などで日本が選ばれるというためにも、技術的基盤を日本から開発してしっかり国際社会に打ち出していくことは、極めて重要な課題になってくるのではないかと考えております。

最後に、今後の検討事項として個人情報保護法ということがございましたが、今回、個人情報保護法自体もある種事前規制から事後規制へという形でデータを利用できるようにしようという形での整理も一方で進められました。他方でガバナンスとのバランスを取るということも非常に重要だろうと思っております。こういう中で制裁や課徴金、場合によってはクラスアクションといった仕組みも、しっかり併せて整備をしていくということは

重要な課題であると思います。こういった点も、今回の議論で前向きの点と、ガバナンス整備とを併せて検討されたということを踏まえて、しっかり検討を深めていただきたいと思います。また、今後、技術革新や先行分野だけではないほかの公共性のあるような分野への拡大をすることも踏まえて、ぜひデータ政策について継続的に検討していただくということで、AI以上にデータは継続は力なりという部分があると思いますので、ぜひそういった形で今後も政府部内の中で検討を進めていただきたいと思いますと思っています。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。まだ御発言のない方。

稲谷構成員、それから生貝構成員の順番でお願いいたします。それから巽構成員、どうぞ。

○稲谷構成員 京都大学の稲谷でございます。オンラインから失礼いたします。

まず、これほど複雑な問題が交錯する領域におきまして大変充実した内容の基本方針を取りまとめていただきましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

内容についてですけれども、個人の幸福、自由やWell-Beingの実現という観点から、単なるデータの保護というある意味防御的な話だけではなくて、むしろ積極的にデータを連携できるようにし、また、デジタル公共財をつくっていく必要があるのだということを明確にできたということは非常に画期的なことであると思われれます。

また、このデジタル連携を推進するに当たりまして信頼性の高いデジタル空間の構築が必要であるところ、データガバナンスやデータセキュリティの文脈においてもリスクベース、ユースケースベースで法と技術を統合的に運用して、社会的に受容可能なリスクにとどめていくといった方針が大きな方向性として示されているというところもとても先進的な取組だなと思っています。

加えて、その際、PETs等の技術発展に即してアジャイルに望ましい在り方を見直していくことの必要性が明記されているということは、法と技術の関係性に関する時間的なギャップと申しますか、いつも技術の発展に法が遅れてしまうという現代的な問題が存在していること、それは非常に大きな問題なのですけれども、それがあるということに鑑みますと非常に有意義なことが書かれているなと改めて思いました。

私個人はちょうど今、オタワにおりまして、昨日、今日とPETsに関するOECDのイベントに出ていたのですけれども、そこでも様々なステークホルダーからデータが分断されたままではまずいよねと、信頼できる形で利活用することが大事ですよという発言があり、また、その際、AI技術のさらなる発展や普及を念頭に置いて、PETsなどの技術と法をどのように統合的に運用していくのか、それは必要なだけでもどうするのかということについての議論がなされていたように理解をしています。

ただ、他方で法と技術をどういう観点からどう統合していくのかという点に関しての議論はまだまだこれから各国において本格化していく段階なのかなというレベルにあること

も感じました。そういたしますと、むしろ我々の取組には相当先進的なところがあると思っております、今回の報告書でまとめられた方向性を具現化していくということを通じてデータ連携を促進することで、国内において新たな価値をどんどん創出していくとともに、特に法と技術をどういう形で統合的に運用していくのかということに関する議論を世界に先駆けてより深めていくことによって、OECD IAPなどを通じてDFFTを推進し、信頼できるデジタル空間の構築について国際的にこの議論をリードしていくことができるという、大変素晴らしいことになるのではないかなと思ったところです。

私からは以上です。ありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、生貝構成員、どうぞ。

○生貝構成員　ありがとうございます。一橋大学の生貝です。

このたび、改めまして今回の基本方針は我が国における横断的なデータ利活用制度に向けた道筋を示すための極めて重要な基本方針だと感じております。

簡単に3点だけ、今後の施策に向けた期待を述べさせていただきたいと思います。

まず第1に、既に先生方からもございましたとおり、このデータ活用制度というものは非常に様々な政策、あるいは法分野というものが関わってくる。特に8ページにお書きいただいている競争政策、あるいは消費者政策的な視点というところを含めまして、ぜひ分野横断、あるいはそれ同士の連携というところも含めた検討というものを今後も続けていただきたいなと思います。

第2に、21ページのデジタル庁の司令塔機能について書いていただいているところも極めて最も重要なところの一つだと感じております。そうした中で、ぜひその機能としてこのデータ活用の制度、あるいは施策というものを進めていく中で生じてくる大小の課題というものをしっかり継続的にモニタリングしながら、その解決やさらなる推進の在り方というものに対して具体的な支援をしていく機能というものをぜひ欧州のデータスペースサポートセンターなどの取組なども参考にしながら検討していただきたいなと思います。

最後の第3点目に、今回、特に先行の個別分野として行政、医療、金融、教育、モビリティという非常に重要な5つの分野について深掘りした検討を行ったところでございますけれども、ぜひそれ以外の様々なポテンシャルの高い分野、既に少し言及いたしました科学研究のデータ、あるいは文化、芸術、また、それ以外でも言語や建築、エネルギーなどなど、非常に様々な分野ごとの特性を持ったデータの活用分野というものがある中で、そうした関係分野に対象を広く取ることも含めて、ぜひこの制度設計の在り方の検討を進めていただきたいなと思います。

私からは以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、異構成員、どうぞ。

○異構成員　ありがとうございます。東京大学の異でございます。これまでの構成員の御

発言に賛同するものですので、重複しない限りで1つだけコメントを申し上げたいと思います。

今回、基本方針の最後に、当面の対応ということで、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正というものが挙げられてございます。これまでの会議の場でも発言しましたがけれども、デジタル庁には官民データ活用推進基本計画というものをその重点計画の中に統合する形で策定するというお仕事をこれまでもしてきていただいておりますし、この基本方針によって司令塔機能をこれまで以上に強化するということであれば、官民データ活用推進基本法というのを適切に見直していくというのは必要であろうと思っております。

その際、一つには、デジタル庁の重点計画には、官民データ活用推進基本計画のみならず、デジタル社会形成基本法上のデジタル社会の形成に関する基本計画や、デジタル行政推進法上の情報システム整備計画も統合されておまして、要するにこれまでデジタル改革ということで出来上がってきた各種の基本法制との並びで、官民データ活用推進基本法というのを適切に位置づけることがまずは必要なだろうと思うところです。

もう一点は、この会議では基本的には国の政府の取組ということで、個別分野もそこにフォーカスして御紹介いただいてきたと思うのですが、官民データ活用推進基本法の中では、都道府県と市町村にも、活用推進計画というものをつくっていただくという仕組みが入っています。地方公共団体がデータ利活用のアクターになる局面は様々ございますけれども、この基本方針の想定している将来像を実現するために、地方公共団体の活用推進計画の仕組みがこのままでよいのか、もう一度考えないといけないのだと思います。今回の議論の場にはあまり出てこなかったのですが、地方公共団体を巻き込んだ形でどのようにデータ利活用を進めるかというのは、恐らく今後の課題として大きいと思いますので、その一つの表れとしてこの官民データ活用推進基本法の議論を進める必要があると思っております。

私からは以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

これで構成員の方から一通り御発言がございましたけれども、さらに第2ラウンドでも結構ですし、いかがでしょうか。そのほかの方もこの機会ですので御発言いただければと思いますが、よろしいですか。

では、事務局、ございますか。

では、まだ時間が少しありますけれども、構成員で発言していないのが私だけなので、私もコメントさせていただきます。

私も医療関係のデータの利活用の推進を10年ぐらい前からやっておりますけれども、これまではずっと逆風に向かっていく雰囲気だったのです。けれども、今回のこれでもって追い風かどうかは分かりませんが逆風が止まってきたのかなという思いでおりまして、大変良い方向に向かいつつあると思っているところでございます。

この会議は12回目になりますけれども、ずっとヒアリングをし、構成員の皆さんからい

ろいろ御発言をいただいて、その中にはかなり過激な発言内容もありました。構成員以外の方からもありましたけれども、それがほぼそのまま反映されて書かれているというのは、こういう文書を何回も作ってまいりましたけれども大変珍しいことで、すばらしいことではないかと思っております。ここまで皆さんの御意見が反映されて、しかもそれが閣議決定になったものですから、これをぜひ実現する形で、これからまたいろいろと大変なこと、どちらかといいますと実験室でうまくいったのが外の世界に出た途端にまた厳しい逆風が吹くかもしれませんけれども、それに対して向かっていくための基本的な考え方、根拠、方向性というものは示されたのではないかと思います。

そういう意味で言いますと非常に良かったと思っておりますが、中身についてちょっと感想を申し上げますと、いろいろなデータの利活用の場合是一般の方に御理解いただくというのが非常に難しいところが、医療関係は特にそうだったのですけれども、ございまして、いわゆるユースケースが重要だというお話がございましたけれども、これはリスクはあるのだけれども本当にこういう形で役に立つということをいかに示していくかということがこれから重要ではないかと思っています。

こうした意味でのデータの利活用は言われておりますし、データを利活用すればこういうメリットがあるというのは分かるのですけれども、実際の世の中でどういう形でこれが必要であるかということについてこれからはもっと強調していく必要があると思います。といいますのは、デジタルの話だけではないのですけれども、民間企業の方もそうですし、公務員の場合も、私もちょっと関わりましたけれども、公務員の人事管理制度についての改革というのが行われましたけれども、要するに今はどこに行っても人手が足りない。特に優秀な人材が足りないというわけです。もちろん賃金を上げて皆さん一生懸命優秀な人材をリクルートしようとされていますけれども、正直に申し上げて、人口動態から見てこれは無理です。結局今までよりも少ない人材でもって今までと同じような活動・組織を回していかなければならないわけで、そのためにこのデータを利活用し、デジタルの力を使っていくということは不可欠ではないかと思っています。我が国の場合、なかなかそれがうまくつながってこないようでして、人が足りないところにデジタルでまたお金をかけるのかという意見もよく聞かれるのですけれども、実際はそうではなくてデジタルにきちんと投資をすることによって少ない人で高い生産性を上げていくという発想に変わっていかなければならないのではないかなと思っています。

特に医療などをみてみますと、その場合でも出てきましたのは高度の専門職の方の感覚や知見というものをどういう形でデジタルに置き換えていくかということが議論になったのですけれども、私も専門家ではないのでただただ感嘆しているだけなのですが、最近の生成AIを見ますと、明らかに私たち人間が考えて苦労していることをかなり助けてくれる力を持っていると思います。ということで、大臣からお話がありましたけれども、こういう技術を活用していったん、だんだん人が少なくなっている社会で生産性を高めて、組織・活動のアウトプットの質を下げずにどうやって社会をつくっていくのか。医療分野は

特にこれからそういう役割で重要になってくると思いますけれども、そういう意味でのユースケースといいましょうか、データを使うということはすごく重要ではないかと思っております。私もだんだん高齢者になりまして、いろいろと物忘れが出てくるのですけれども、今のスマホでも大分助かりますが、さらにAIが助けてくれると、何とか詐欺も減るのではないかと思います。その詐欺をやるほうの技術も発達してくると思いますけれども、そういう意味でのいろいろな実際の生活現場での利活用というのが改善されてくると思います。長々と余計なことを言いましたけれども、申し上げたいのは、そうした良いAIをつくるためには良いデータがたくさんなければ駄目なのでして、そのためのデータ利活用の基盤をつくるということが非常に重要ではないかと改めて思った次第です。

本当に事務局の方も含めて大変な取りまとめの作業だったと思いますけれども、ここまでやっていただきましたことに私としても感謝申し上げたいと思いますし、また、活発に御議論に参加していただきました構成員の皆様にも御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ちょっと長く話をしてしまいましたが、それでは、最後に大臣からもう一度御発言をお願いいたします。

○平大臣 皆さん、今日はありがとうございました。大変示唆に富んだ御意見をいただきましてありがとうございました。この基本方針を着実に実装していくことが重要だろうと思っています。

また、データドリブンエコノミーと言われて結構時間がたつわけでありますけれども、国によってはあまり個人情報の保護などを気にせずにとあらゆる情報を収集して結びつけてアウトカムを出す国も現実にあるわけで、そういった我々と価値観の違う国に飲み込まれないようにしなければいけないので、当然保護も重要だし、利活用も重要だということだと思います。

5年前に安倍総理がDFFTと言って、この間、私はOECDの閣僚理事会にも出てきましたが、まだそれぞれの国で規制がいろいろあるので、お互い勉強しながらできるところがやっていきましょう、エリアごとにやっていきましょうという議論なのですが、実は5年前と今では生成AIの登場を受けてさらに議論をスピードアップしなければいけない局面にあると私は思っていて、私がDFFTの閣僚理事会のセッションで申し上げたのは、どの国がどういう規制になっているかよく分からなくて民間がデータを連携していいのかどうか迷ってしまうという問題はいまだ解決されていないのですけれども、それこそAIに全部読ませてAIと壁打ちをすればそれなりの成果は起きるのだらうと思いますので、そういう話をさせていただいたのと、DFFTについてはスピードアップして議論していくべきだというお話をさせていただきました。

そんな中で、冒頭お話しさせていただいたとおり、サイバーセキュリティや電力のところもしっかり前向きに解決していくという認識を現政権はしっかり持っていますので、さらにはこのデータ利活用と、テクノロジーでどうやってやるのか、全部規制でやる必要

もないので、技術でカバーできるところは技術でカバーをするということだろうと思います。

失われた30年と言われてはいますが、着想や最初の技術は日本が持っていたにもかかわらず、いつの間にか中国やアメリカに抜かれるということをずっと繰り返してきたわけではありますが、これは技術の進化が激しい中であまり保守的になり過ぎて、そしてイノベーションにレギュレーションのデザインがついていかなかったということが大きな原因だと思いますので、ここはしっかり技術の進化に合わせてレギュレーションもアジャイルにデザインできるようにしていく必要があると思います。

そんな中で基本方針を取りまとめていただいて、これをしっかり実装していくとともに、AIもこれからどう進化していくか分からないので、それも踏まえながら、頻繁に先生方からも御意見をいただきながら対応していくというのが重要だと思いますので、政府もそういう態度で取り組んでいきたいと思っております。

また引き続き先生方からいろいろ御意見などをいただきながら政策に反映してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、ほぼ時間が来ましたが、事務局、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の「データ利活用制度・システム検討会」を終了させていただきます。

これからどうなるかはまた検討されるということですが、いずれにいたしましても一区切りでございますので、本日までの精力的な御議論について改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。